

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年7月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第48号

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前																			
<p>(貸付け)</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、<u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）</u>その他の法令の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより沿岸漁業従事者等、<u>認定中小企業者及び促進事業者</u>に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付ける。</p> <p>(経営等改善資金の種類等)</p> <p>第2条 県の貸し付ける経営等改善資金の種類及び貸付けの対象費用並びに1沿岸漁業従事者ごと、1認定中小企業者ごと及び1促進事業者ごとの貸付金の限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経営等改善資金の種類</th> <th>貸付けの対象費用</th> <th>貸付金の限度額</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定す</td> </tr> </tbody> </table>				経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間	1 略	略	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定す	<p>(貸付け)</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）<u>その他の法令の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者</u>に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付ける。</p> <p>(経営等改善資金の種類等)</p> <p>第2条 県の貸し付ける経営等改善資金の種類及び貸付けの対象費用並びに1沿岸漁業従事者ごと及び1認定中小企業者ごとの貸付金の限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経営等改善資金の種類</th> <th>貸付けの対象費用</th> <th>貸付金の限度額</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定す</td> </tr> </tbody> </table>				経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間	1 略	略	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定す
経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間																				
1 略	略	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定す																				
経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間																				
1 略	略	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定す																				

			<p>る資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、<u>6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）</u></p>				<p>る資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。)</p>
2 略	略	略	<p>7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の</p>	2 略	略	略	<p>7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の</p>

			貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、 <u>6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）</u>				貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。)
3 略	略	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、 <u>6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付け</u>	3 略	略	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。)

			<p>を受ける場合に あつては9年以 内（据置期間3 年以内を含む。）</p>
4 略	略	略	<p>7年以内（据置 期間1年以内を 含む。）。ただ し、農商工等連 携促進法第13条 第2項に規定す る資金の貸付け を受ける場合に あつては9年以 内（据置期間3 年以内を含む。）、 農林漁業バイオ 燃料法第10条に 規定する資金の 貸付けを受ける 場合にあつては 9年以内（据置 期間1年以内を 含む。）、6次 産業化法第11条 第2項に規定す る資金の貸付け を受ける場合に あつては9年以 内（据置期間3 年以内を含む。）</p>
5 略	(1)・(2) 略 (3) 餌料の購 入費用	略	<p>4年以内（据置 期間2年以内を 含む。）。ただ し、農商工等連</p>

4 略	略	略	<p>7年以内（据置 期間1年以内を 含む。）。ただ し、農商工等連 携促進法第13条 第2項に規定す る資金の貸付け を受ける場合に あつては9年以 内（据置期間3 年以内を含む。）、 農林漁業バイオ 燃料法第10条に 規定する資金の 貸付けを受ける 場合にあつては 9年以内（据置 期間1年以内を 含む。）</p>
5 略	(1)・(2) 略 (3) 餌料の購 入費用	略	<p>4年以内（据置 期間2年以内を 含む。）。ただ し、農商工等連</p>

			携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、 <u>6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）</u>				携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。)
6 略	略	略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ	6 略	略	略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ

			燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。） <u>6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）</u>				燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）
7 略	<p>漁場の保全に関する取決めに基づき、養殖密度を適正化し、<u>投餌</u>の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用</p> <p>(1) 養殖漁場の環境の悪化防止を目的として<u>投餌</u>の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、<u>自動給餌機</u>、飼料倉</p>	略	<p>10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）<u>、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）</u>、<u>6次産業化法第11条</u></p>	7 略	<p>漁場の保全に関する取決めに基づき、養殖密度を適正化し、<u>投餌</u>の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用</p> <p>(1) 養殖漁場の環境の悪化防止を目的として<u>投餌</u>の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、<u>自動給餌機</u>、飼料倉</p>	略	<p>10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）<u>、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）</u></p>

庫等の購入費用又は設置費用
 (2) 略
 (3) (1)又は(2)に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用

第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)

8～14 略

2～4 略

(貸付金の合計の限度額)

第3条 1 沿岸漁業従事者等ごと、1認定中小企業者ごと及び1促進事業者ごとの貸付金の合計の限度額は、5,000万円とする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、別に限度額を定めることができる。

(貸付けの申請)

第6条 貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書(第1号様式)に知事が別に定める書類を添えて、その住所地(貸付けを受けよ

庫等の購入費用又は設置費用
 (2) 略
 (3) (1)又は(2)に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用

8～14 略

2～4 略

(貸付金の合計の限度額)

第3条 1 沿岸漁業従事者等ごと及び1認定中小企業者ごとの貸付金の合計の限度額は、5,000万円とする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、別に限度額を定めることができる。

(貸付けの申請)

第6条 貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書(第1号様式)に知事が別に定める書類を添えて、その住所地(貸付けを受けよ

うとする者が認定中小企業者又は促進事業者である場合にあつては、当該申請者に係る認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等の住所地)を地区内に含む水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する漁業協同組合(以下「漁協」という。)を經由して知事に提出しなければならない。

2 略

うとする者が認定中小企業者である場合にあつては、認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等の住所地)を地区内に含む水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する漁業協同組合(以下「漁協」という。)を經由して知事に提出しなければならない。

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。